



An Examination of a Human-Centric Approach to the Protection of Cultural Heritage in Armed Conflict: From ICTY to Al Mahdi

TAGHIYEV, MIRJAMIL RAUF

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2024-09-25

(Date of Publication)

2026-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9038号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492547>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査結果報告

博士學位論文

論文内容の要旨及び審査結果の要旨

氏名 TAGHIYEV MIRJAMIL RAUF

学位の種類 博士（ 法学 ）

学位授与の条件 神戸大学学位規程第5条1項該当

学位論文の題目

An Examination of a Human-Centric Approach to the Protection of Cultural Heritage in Armed Conflict: From ICTY to Al Mahdi

(武力紛争時の文化財保護に対する人間重視アプローチの考察 — 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所判例およびティンブクトゥ文化財破壊事件を題材として)

審査委員	主査	教授	林 美香
		教授	柴田 明穂
		准教授	岡田 陽平

論文内容の要旨

論文題目：An Examination of a Human-Centric Approach to the Protection of Cultural Heritage in Armed Conflict: From ICTY to Al Mahdi

(武力紛争時の文化財保護に対する人間重視アプローチの考察 — 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所判例およびティンブクトゥ文化財破壊事件を題材として)

氏名： TAGHIYEV MIRJAMIL RAUF

本論文は、国際法による武力紛争時の文化遺産保護に関する、人間重視アプローチの分析を目的とするとされる。武力紛争での文化遺産の意図的な破壊という文脈で、本論文が人間重視アプローチと呼ぶのは、当該文化遺産の背後にある個人や集団を考慮に入れた、条約等のルール適用・運用とされる。国家との対比で個人に焦点をあてる国際法の分野として国際人権法があるが、人間重視アプローチは文化遺産の破壊や損害の影響を受ける個人や文化的集団の幸福、精神的安寧、文化的アイデンティティを考慮するアプローチであり、国際人権法に完全に吸収されない面を有するとされる。本論文が具体的に検討するのは、国際人道法、国際刑事法、国際人権法という国際法の三分野における、武力紛争時の文化遺産保護に関連するルールとその運用であり、人間重視アプローチは特に国際刑事法の判例において顕著であるとされる。

最初に、現在の武力紛争で文化遺産の保護にとって重要な国際人道法の諸条約の確認がある。なお国際人道法の条約ではないが、1972年 UNESCO 世界遺産条約についても第1章で考察がある。意図的な攻撃・破壊から文化財を保護することを明文化した1954年の「武力紛争時における文化財の保護に関するハーグ条約」、同条約の1999年第二議定書とともに、文化財の保護の効果を有する規定を含む1977年のジュネーブ条約諸追加議定書(I, II)の紹介がある。前二者は定義された文化財を「モノ」として保護する条約であり、ジュネーブ条約諸追加議定書(特にI)は、軍事目標主義の下で保護対象を民用「物」の一類型として保護する。このように、文化財の背後にある個人や集団は、人道法条約では登場しないことが描写され、また文化財保護の観点からの、これらの条約の課題の指摘がある(以上第1章)。

以上のような国際人道法から人間重視アプローチへの変化として、国際刑事法の分野が指摘される。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)規程は、歴史的建造物などに対する故意の攻撃を戦争犯罪と定めている。人間重視アプローチを採用したと本論文で主張されるICTYは、複数の判例(Strugar事件、Blaškić事件、Prlić他事件等)で、この条文に基づく有罪判決を出した。人間重視アプローチの観点から重要なのは、これらの判例において、文化財が単なる「モノ」として評価されるのではなく、背後にある「人」または集団との関係で評価されている点である。一部の判例はその点を理由として、文化財破壊は、戦争犯

罪というだけでなく人道に対する罪と形容すべきもの、とも述べている。他方で、1998 年国際刑事裁判所（ICC）規程は、歴史的建造物等を病院等と一緒に民用「物」の一類型として扱う国際人道法（特に 1907 年ハーグ条約）を反映した条文（8 条 2(b)、8 条 2(e)）を採用した点で、批判される。このことは、ICTY が示した文化遺産保護のための人間重視アプローチからの後退・逆行、と評価される。ただし、「文化遺産に関する ICC の方針」（2021 年 ICC 検察局作成）は、ICC 規程の短所と筆者が考えた部分を是正する姿勢の表明として、肯定的に評価されている（以上第 2 章）。

第 3 章では、人間重視アプローチに包摂されるとも表現される国際人権法の検討が、まず行われる。文化遺産は単に芸術的な価値があるだけでなく、文化的アイデンティティや特定の人間の集団によって裏づけられるとの観点から、国際人権法が保障する、文化的生活への参加の権利、先住民の諸権利、信教の自由が検討される。世界人権宣言や諸条約でこれらの人権を定める国際人権法は、一般的には武力紛争時にも適用があり、武力紛争時の文化遺産の保護の強化に貢献するとされる。またこれらの人権を提示する国際人権法は、一般的には武力紛争時にも適用があって、軍事目標でない限りにおいて建物や場所に保護を提供する武力紛争法とは異なり、人に目を向けることを可能にする枠組みである。そのため、国際人権法は、文化遺産保護に関する人間重視アプローチを可能にする視座を提供するものと評価される。

以上の検討の上で、人間重視アプローチを採用した判例として、本論文が最も重視しているのは、国際刑事裁判所（ICC）であるティンブクトゥ文化財破壊事件（アル・マフディ事件）である（第 3 章第 6 節）。同事件の 2016 年 9 月 27 日の判決において、マリの内戦中に霊廟などの破壊を主導した武装勢力側の被告人が、その罪のみで起訴され、有罪判決を受けた。ICC はこの判決とその後の賠償決定に際して、文化遺産の破壊がもたらす心理的苦痛や精神的損害を積極的に検討したと、強調される。さらに、この判例において、ICC 規程の関連規定が不十分であることを ICC が認識したと主張され、文化遺産に対する犯罪を将来も訴追していくための重要な前例を意図的に築いたとされる。上述の「文化遺産に関する方針」においても ICC 検察局は、文化遺産の破壊が引き起こす重層的な被害として、被害者の苦痛、喪失の結果として生じる脆弱性の増大、破壊行為によって植えつけられた恐怖等、社会的被害を考慮した捜査をめざすとしており、これも文化遺産保護に関する人間重視アプローチを支持していると論じられる。

以上の分析に基づく結論の一つとして、人間重視アプローチを支持する本論文の観点から、ICTY・ICC の判例が UNESCO 世界遺産に登録された文化遺産の破壊の場合に集中していること、その結果、世界遺産リストに登録されていない文化遺産の保護が、不十分となることへの懸念が強調される。人間重視アプローチをとるなら、世界的に知られていなくとも地域の人・集団が享受する文化遺産は存在するのであり、その破壊が地域の集団に深刻な心理的苦痛や精神的被害を与えることは十分にあるため、このような文化遺産も含めての保護の強化が必要である、とされる。

論文審査結果の要旨

論文題目：An Examination of a Human-Centric Approach to the Protection of Cultural Heritage in Armed Conflict: From ICTY to Al Mahdi

(武力紛争時の文化財保護に対する人間重視アプローチの考察 — 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所判例およびティンブクトゥ文化財破壊事件を題材として)

氏名： TAGHIYEV MIRJAMIL RAUF

一次文献の分析から自ら抽出する「人間重視アプローチ」を構成し、これを論文の中核とすることに、果敢に挑戦したことが、まずもって評価される。一つ一つが数百ページにわたる ICTY・ICC の文化遺産に関する判例をすべて丁寧に検討した上で、これらの一次文献に見られる一貫性と変遷の両方に目配りしながら、本論文は、武力紛争時の文化財保護の文脈での「人間重視アプローチ」を抽出している。法学の素材を扱いつつも、法学の用語あるいは法学的な概念に頼らないという決定はいうまでもなく論文著者の意識的な選択であり、その挑戦と意欲が評価される。

「人間重視アプローチ」の発想は、本論文副題にも示される ICC の判例（ティンブクトゥ文化財破壊事件）にヒントを得たものであるが、その着眼点および「人間重視アプローチ」という用語はこの論文独自のものであり、論文は独自性の観点からも評価できる。ティンブクトゥ文化財破壊事件は、論文で強調されている通り現在のところ ICC で唯一、文化財破壊の行為だけを理由とした有罪判決である。本事件の有罪判決および賠償命令（2018 年に最終確定）を受けた評釈や論考は、文化遺産に関する国際法（international cultural heritage law）の研究者によるものも合わせてそれなりに刊行されている一方で、武力紛争時の意図的な文化遺産攻撃に関する新たな判決がその後出ないこともあり、国際刑事法におけるこのテーマ（武力紛争時の文化遺産の保護）自体の研究は、下火となった印象がある。この背景の下、本論文がティンブクトゥ文化財破壊事件の再検討を行っただけでなく、判例にヒントを得た発展的な議論を展開しようとした点も評価される。

論文がたどりつくいくつかの主張も、おおむね首肯できるものである。国際刑事裁判の文脈では、文化遺産の破壊を理由とする有罪判決がある場合には、これに伴う賠償の問題が発生する。その算定に論文が主張するような「人間重視アプローチ」が採用されれば、受け取る者・集団（国を含む）の範囲や賠償の金額の決定に影響があることは間違いなく、裁判所がこのアプローチを採用することが重要であるという論文の主張には、その意味で首肯できる。また、世界遺産条約の下で世界遺産リストに登録されていない建造物等であっても、本論文が主張する「人間重視アプローチ」からすれば、その破壊が地域住民への甚大な心理的被害等を引き起こすことを見逃すことはできない。そこで、本論文は、一方でティンブクトゥ文化財破壊事件の場合のような世界遺産リストに登録された文化遺産について、その

保護のための固有の規定を ICC 規程の中に創設する提案をするとともに、他方で「それほど重要でない (of lesser importance, of lesser universal value)」文化遺産に関する保護のための規定も、同様に必要だと考え、これに沿った提言を行っている (p.197, p. 198)。本論文の「人間重視アプローチ」からすれば、これも一貫性がある提言といえよう。

また、第 1 章が明らかにするとおり、歴史的に国際人道法で武力紛争時の攻撃からの保護の対象とされてきたのは有形の文化遺産である。そのため、本論文の対象も有形の文化遺産に限定されている (p. 4)。しかし、文化遺産の背後にある集団に目を向ける「人間重視アプローチ」は、2000 年代以降 UNESCO 主導で進められてきた無形の文化遺産の保護とも関連するところが多い。実際、無形の文化遺産に関する言及は本論文の随所に見られ、無形の文化遺産に関する提言も含まれる (p. 110)。このように見ると、知的財産の観点から論じられることが多く、国際法の分野で武力紛争との関係が本格的に論じられることは皆無と、いってよい無形の文化遺産の保護について、何らかの示唆を提供する潜在性を、本論文は有するであろう。

「人間重視アプローチ」と国際人権法の差別化は、本論文が最も苦勞した箇所の一つであると思われ、最終審査においても議論があった。「人間重視アプローチ」は国際人権法をとりこんで (incorporates, p. 5) いるという記述の通り、全体として差別化よりも両者の重なりや親和的な性質の方が描かれている (第 3 章第 1 節、第 2 節、第 5 節)。しかしここでも、両者の差別化の課題とは別に、人権法自体の検討において、文化遺産の保護と関係する権利として宗教・信仰の自由を選定・強調したこと (pp. 133-140) は評価できる。この選定と、ティンブクトゥ文化財破壊事件との関係は論じられていないものの、同事件はイスラム過激派の武装勢力による地域住民の宗教的抑圧を背景とした事件であり、文化財破壊以外にも、さまざまな形でティンブクトゥ住民の宗教・信仰の自由が侵害されていた事例と見ることができるからである (この点は、同じ武装勢力の幹部を訴追した Al Hassan 事件の最初の判決 (2024 年 6 月 24 日) が参考になる)。

全般的には、論文の見解と異なる見解や立場にもきちんと紙面が割かれているが、ただ、各論者の結論の紹介だけで、結論の違いに至る論理的な過程の露出が不十分であるため、本論文の主張との比較がしにくい箇所もあった (p. 151 など)。また最終試験では、記述が抽象的で具体性に欠ける部分の指摘もあった。ICC 規程の条文改正 (pp. 108-111, pp. 192-193 他) を論じる部分に、念頭に置かれているという同規程第 7 条・第 8 条への明示的な言及はなく、これらをどのような文言に変更する改正提案なのかが述べられていない、などである。さらに、「人間重視アプローチ」が独創的であるといっても、類似のキーワードを用いた国際法の先行研究への言及およびこれらとの差別化は必要、との指摘もあった。

以上のように、今後この論文の公開に向けて改善点は指摘されたものの、いずれも本論文の本質的価値を減じるものではなく、本論文は、審査委員の全会一致により、博士 (法学) の学位に値する内容であるとの判断である。

令和 6 年 8 月 7 日

審 査 委 員	主査	教 授	林 美香
		教 授	柴田 明徳
		准教授	岡田 陽平